

(介護保険適用)

## 川西赤十字訪問看護ステーション運営規程 (訪問看護・介護予防訪問看護)

(趣旨)

### 第1条

この規程は、日本赤十字社が設置する川西赤十字訪問看護ステーションの運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

### 第2条

この事業は、要支援及び要介護状態の者に対して訪問看護を提供することで、住み慣れた住居において、その有する能力に応じより自立した日常生活を営めるよう心身の機能の維持、回復並びに向上を支援するものである。

(事業の運営方針)

### 第3条

利用者が必要とする訪問看護が提供できるよう、介護支援専門員を中心として、地域の保健、医療及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努め、理解と協力の下に適切な運営を図るものである。

(訪問看護の利用者)

### 第4条

要支援又は要介護状態であって、介護支援専門員との連携の下、かかりつけの医師（主治医）の指示により訪問看護が必要であると認められた者。

(事業所の位置)

### 第5条

川西赤十字訪問看護ステーションの所在地は、次のとおりとする。

長野県佐久市望月 342 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

### 第6条

- 1 川西赤十字訪問看護ステーションに次の職員を置く。
  - (1) 管理者（看護師） 1名
  - (2) 看護職員（看護師 3名以上 ※ 常勤換算 2.5名以上（内 1名は常勤とする）
  - (3) 理学療法士等 1名以上
- 2 前項(1)に規定する管理者は、専ら管理統括業務に従事するものでなければならない。ただし、管理上支障がない場合は、当該その他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 3 保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の員数は、常勤換算方法で二・五以上となる。ただし、必要に応じて職員を増員又は臨時の職員を置くことができる。
- 4 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、指定訪問看護ステーションの実情に応じた適當数とする。
- 5 看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

6 職員は、管理者の命を受けて、医師の指示に基づき利用者の立場に立った訪問看護の提供に従事する。

(営業日、営業時間及び休日夜間の連絡体制)

## 第7条

1 川西赤十字訪問看護ステーションの営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）、日本赤十字社創立記念日（5月1日）及び土曜日は、営業日から除外する。

2 川西赤十字訪問看護ステーションの営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 休日及び夜間（営業時間外）の連絡体制は拘束制とし、拘束職員は専用の携帯電話にて対応する。

(指定訪問看護等の内容)

## 第8条

指定訪問看護に当たっては、訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づき、看護師等が訪問し在宅において介護支援等の看護を提供する。内容については次のとおりとする。

- (1) 病状の観察
- (2) 清拭、洗髪、入浴、食事、排泄他の介護及び指導
- (3) 褥瘡の処置及び指導
- (4) カテーテル類の交換及び管理
- (5) 在宅リハビリテーション
- (6) 家族への介護指導
- (7) 医療及び介護相談
- (8) 居宅介護支援事業者、その他保健、医療及び福祉サービスとの連絡調整
- (9) サービスに関する相談及び苦情対応
- (10) ターミナルケア

(緊急時における対応方法)

## 第9条

訪問看護師等が指定訪問看護を行っているときに、利用者の病状及び心身の状態の急変等が生じた場合には、速やかに主治医に連絡を行い、その指示を受け適切な処置を施す。ただし、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(利用料その他の費用額)

## 第10条

利用料及びその他費用額については、次のとおりとする。ただし、金額は介護報酬改定等により変更することがある。

- (1) 基本利用料（1回につき）

所要時間	利 用 料 (単位)	
	要介護	要支援
① 20分未満	314	303
② 30分未満	471	451
③ 30分以上1時間未満	823	794
④ 1時間以上1時間30分未満	1128	1,090
サービス提供体制加算（6単位）を含み 理学療法士による訪問は1回あたり	294	284
	1日3回以上は	1日3回以上は

《1回20分以上週6回》	90/100	50/100
--------------	--------	--------

(2) 複数名訪問加算（家族の同意を得、1人では困難又は暴力行為等が認められる場合）

所要時間	利用料
① 30分未満	254単位
② 30分以上	402単位

(3) 緊急時訪問看護加算 … 1ヶ月あたり 574 単位

(4) 特別管理による加算

①在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテルを使用している場合

… 1ヶ月あたり 500 単位

②在宅酸素療養指導管理を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等

… 1ヶ月あたり 250 単位

(5) 長時間訪問看護加算（特別管理による加算の対象者に1時間30分以上）… 3000 単位

(6) ターミナルケア加算 … 2500 単位

(7) 初回加算 … 300 単位

(8) 退院共同指導加算 … 600 単位

(9) 看護体制強化加算（II）…200 単位（要介護の場合のみ）

(10) その他の費用額（保険対象外の料金）… 90 分を超えた看護（30 分毎加算）

(11) 死後の処置料

一律	11,000 円（税込）
----	--------------

(12) 交通費

第11条に定める実施地域以外のサービス提供にかかる交通費は、片道距離に応じ、訪問看護1回につき、その実費を徴収する。なお、訪問看護車を利用した場合の交通費は、次のとおりとする。

5km未満 250 円／5km 以上 10 km未満 500 円／10km 以上 15km 未満 750 円／15km 以上 1,000 円

(通常の事業の実施地域)

## 第11条

川西赤十字訪問看護ステーションの事業の実施地域は、佐久市、立科町及び東御市とする。

(その他運営に関する重要事項)

## 第12条

- 1 管理者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう職員の勤務体制を定めておかなければならぬ。
- 2 管理者は、職員に対して、その資質の向上を図るために、必要な研修を受ける機会を与えるよう努めなければならない。
- 3 指定訪問看護ステーションの見やすい場所に、運営規程の概要、看護職員の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 4 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。職員であった者が退職した場合も同様とする。
- 5 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 6 利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から二年間保持しなければならない。
- 7 医事、会計、管財、人事等事務的な業務の一部を川西赤十字病院に依頼することができる。
- 8 每年4月1日から3月31日までの期間による独立した収支決算書を作成する。
- 9 ステーションを円滑に運営するために、川西赤十字病院に在宅医療推進委員会を設置する。

10 この規程は川西赤十字病院管理会議の審議を経て、代表者及び管理者の承認により変更することができる。

(虐待防止に関する事項)

第13条

川西赤十字訪問看護ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 川西赤十字訪問看護ステーションは、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則

この規程は平成8年12月1から施行する。

附則

この規程は平成8年12月12日から施行する。

附則

この規程は平成18年11月1日から施行する。

附則

この規定は平成21年4月1日から施行する。

附則

この規定は平成22年4月1日から施行する。

附則

この規定は平成23年5月18日から施行する。

附則

この規定は平成23年7月1日から施行する。

附則

この規定は平成23年12月1日から施行する。

附則

この規定は平成24年2月1日から施行する。

附則

この規定は平成24年4月1日から施行する。

附則

この規定は平成25年1月1日から施行する。

附則

この規定は平成25年4月1日から施行する。

附則

この規定は平成25年11月1日から施行する。

附則

この規定は平成26年4月1日から施行する。

附則

この規定は平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規定は平成 27 年 2 月 14 日から施行する。

附則

この規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は平成 27 年 5 月 15 日から施行する。

附則

この規定は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規定は平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この規定は平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規定は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規定は令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この規定は令和 7 年 3 月 1 日から施行する。